

名古屋市告示第 463 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 6 年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

千種区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム以上のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量が 300 キログラム以上の質量計を有する事業所のひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）を含み、検査に際し特級基準分銅が必要となるものは除きます。

3 実施の期日

令和 6 年 11 月 1 日から同年 12 月 27 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

4 実施の場所

特定計量器の所在場所

5 実施する機関

指定定期検査機関 一般社団法人愛知県計量連合会

名古屋市経済局産業労働部産業企画課